

平成 29 年 11 月 21 日

産業廃棄物処理許可業者に対する取消処分について（お知らせ）

平成 29 年 11 月 20 日付け環整第 746 号により沖縄県環境部長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）、法第 15 条の 3 及び法第 9 条の 2 の 2 の規定に基づき、下記の事業者について許可の取消し処分をした旨の通知がありましたのでお知らせします。

記

- 1、事業者： 名称 株式会社倉敷環境（代表取締役 南 裕次）  
所在地 沖縄県沖縄市字池原 3190 番地
- 2、取消年月日： 平成 29 年 11 月 20 日
- 3、取消し許可： 産業廃棄物収集運搬業許可、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可、  
産業廃棄物処分業許可、産業廃棄物処理施設設置許可  
一般廃棄物処理施設設置許可
- 4、処分理由： 上記法人は、平成 25 年ころから平成 28 年 8 月ころまでの間、自社の管理地において廃棄物である燃え殻等を覆土された状態で放置し、もって、みだりに廃棄物を投棄したもので、法第 16 条で禁止している不法投棄に当たるため。

【排出事業者のみなさまへ】

- ・廃棄物の排出抑制を行うとともに、分別の徹底をお願いします。
- ・那覇市内における産業廃棄物処理に関するご相談は、那覇市環境部廃棄物対策課産業廃棄物グループへお問い合わせください。
- ・県内の産業廃棄物処理業者の一覧については、沖縄県環境部環境整備課のホームページをご覧ください。だくか、一般社団法人沖縄県産業廃棄物協会（☎098-878-9360）へお問い合わせください。

沖縄県環境部環境整備課ホームページ

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/gyousyameibo.html>

【市民のみなさまへ】

- ・不法投棄や不適正な処理と思われる事例を見たり、聞いたりした場合は、下記までご連絡ください。

那覇市環境部クリーン推進課クリーン推進グループ☎098-889-3567

〃 廃棄物対策課産業廃棄物グループ☎098-951-3231

【問い合わせ先】

廃棄物対策課産業廃棄物G

担当：神谷・津波

☎098-951-3231

（内線 2388,2389）